

(証券コード 8955)

平成25年8月23日

投資主各位

東京都中央区八重洲一丁目4番16号
日本プライムリアルティ投資法人
執行役員 金子博人

第9回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、本投資法人の第9回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成25年9月10日（火曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、規約において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなされ、かつ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入してお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

現行規約第13条第1項

「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。」

敬 具

記

1. 日 時 平成25年9月11日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋兜町2番1号
東京証券取引所ビル 2階「東証ホール」

第9回投資主総会の会場は、前回第8回投資主総会の会場と異なりますのでご留意くださいますようお願い申し上げます。
会場のご案内は末尾の投資主総会会場のご案内図をご参照ください。

3. 会議の目的事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件
- 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

投資主総会当日、代理人により議決権を行使いただく場合、議決権を有する他の投資主1名に委任することができます。この場合、投資主本人の議決権行使書面とともに代理権を証する書面をご提出ください。

以 上

-
- (お願い) ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメントによる「運用状況に関する説明会」を実施する予定でございます。
- ◎ 投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正事項をインターネット上の本投資法人のホームページ (<http://www.jpr-reit.co.jp/>) に掲載いたしますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下、「投信法」といいます。）を改正する法律が国会で可決成立したことに伴い、以下の規定の新設又は必要な字句の修正を行うものです。
 - ①投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができるとの規定を新設するものです（変更案第7条第2項）。
 - ②一定の日及びその日以後遅滞なく投資主総会を招集する旨の定めとして、本投資法人の投資主総会は、平成27年8月20日以後遅滞なく招集され、以降、2年毎の8月20日以後遅滞なく招集される旨、必要な字句の修正を行うものです（現行規約第10条第1項）。
 - ③上記の新設及び修正について、上記の新設及び修正に関連する投信法の改正の施行日に効力が生じるとの附則を新設するものです。また、上記の新設及び修正について別途の規約の定めが必要となる場合は、当該改正後の投信法、投資信託及び投資法人に関する法律施行令及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の規定に沿って関連する条項の規定を読み替えるとの規定を新設するものです（変更案第41条）。
- (2) 各決算期から3ヶ月以内に開催される投資主総会において権利を行使できる投資主を定めるための基準日の規定を新設するものです（変更案第12条第2項）。
- (3) 金銭の分配について、一般社団法人投資信託協会の規則が一部改正されたことに合わせ、必要な字句の修正を行うものです（現行規約第30条第4号）。
- (4) 本投資法人が資産運用会社へ支払う資産運用報酬のうち、インセンティブ報酬2に係る算定について、簡明化を図る目的で、報酬額算定の基礎を税引前当期純利益に変更するため、必要な字句の修正を行うものです（現行規約第39条）。
- (5) 資産運用の基本方針及び投資態度において、複数の用途を有する不動産に係る取扱いを明確にするため、必要な字句の修正を行うものです（現行規約別紙1 1. 及び3. (1)）。

(6) その他、必要な条項の整備、表現の変更及び明確化、並びにその他字句の修正を行うものです（変更案第12条第3項並びに現行規約第20条第3項及び第30条第2号）。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第7条（投資口の払戻し）</p> <p style="text-align: center;">（省略） （新設）</p> <p>第10条（招集）</p> <p>1. 本投資法人の投資主総会は、<u>原則として、2年に1回招集される。</u></p> <p>2. ～4. （省略）</p> <p>第12条（決議）</p> <p>1. （省略） （新設）</p> <p>2. 本投資法人は、役員会の決議により、<u>予め公告して、一定の日における投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、その権利を行使することができる投資主とする。</u></p>	<p>第7条（投資口の払戻し及<u>び自己投資口の取得</u>）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. <u>本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができるものとする。</u></p> <p>第10条（招集）</p> <p>1. 本投資法人の投資主総会は、<u>平成27年8月20日以後、遅滞なく招集され、以降、2年毎の8月20日以後、遅滞なく招集される。</u></p> <p>2. ～4. （現行どおり）</p> <p>第12条（決議）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. <u>本投資法人は第28条に定める各決算期から3ヵ月以内に投資主総会を開催する場合、当該投資主総会が開催される直前の決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、当該投資主総会における権利を行使することができる投資主とする。</u></p> <p>3. <u>前項の規定にかかわらず、本投資法人は、役員会の決議により、予め公告して、一定の日における投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、その権利を行使することができる投資主とすることができる。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第20条（役員の任期）</p> <p>1. ～2. （省略）</p> <p>3. 補欠の執行役員又は監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会において選任された被補欠者である執行役員又は監督役員の任期が満了する時までとする。但し、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。</p> <p>第30条（金銭の分配）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 分配金額は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）第67条の15（以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に定める配当可能利益の額（以下「配当可能利益」という。）の100分の90（但し、法令改正等により<u>配当可能利益の内容又は当該比率</u>に変更があった場合には変更後の<u>内容又は比率</u>）に相当する金額を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする（但し、分配可能金額を上限とする。）。なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金及びこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。</p> <p>(3) （省略）</p>	<p>第20条（役員の任期）</p> <p>1. ～2. （現行どおり）</p> <p>3. 補欠の執行役員又は監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会（<u>当該投資主総会において執行役員又は監督役員が選任されなかった場合には、執行役員又は監督役員が選任された直近の投資主総会</u>）において選任された被補欠者である執行役員又は監督役員の任期が満了する時までとする。但し、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。</p> <p>第30条（金銭の分配）</p> <p>(1) （現行どおり）</p> <p>(2) 分配金額は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）第67条の15（以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に定める配当可能利益の額（以下「配当可能利益」という。）の100分の90（但し、法令改正等により<u>当該金額の計算</u>に変更があった場合には変更後の<u>金額とする。</u>）に相当する金額を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする（但し、分配可能金額を上限とする。）。なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金及びこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。</p> <p>(3) （現行どおり）</p>

現 行 規 約		変 更 案	
<p>(4) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の100分の90に相当する金額に満たない場合又は経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、第2号に定める分配金額に、<u>営業期間の末日に計上する減価償却額に相当する金額</u>を限度として、本投資法人が決定した金額を加算した額を、分配可能金額を超えて金銭で分配することができる。また、上記の場合において金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p> <p>(5) (省略) 第39条 (資産運用会社に対する資産運用報酬) (省略)</p>		<p>(4) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の100分の90に相当する金額に満たない場合又は経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、第2号に定める分配金額に、<u>法令等（一般社団法人投資信託協会の規則等を含む。）に定める金額</u>を限度として、本投資法人が決定した金額を加算した額を、分配可能金額を超えて金銭で分配することができる。また、上記の場合において金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p> <p>(5) (現行どおり) 第39条 (資産運用会社に対する資産運用報酬) (現行どおり)</p>	
報酬の種類	報酬額(報酬額の計算方法) / 支払時期	報酬の種類	報酬額(報酬額の計算方法) / 支払時期
固定報酬	(省略)	固定報酬	(現行どおり)
インセンティブ報酬1	(省略)	インセンティブ報酬1	(現行どおり)
インセンティブ報酬2	(報酬額の計算方法) 決算期にて確定する当該営業期間のインセンティブ報酬2控除前の <u>分配可能金額</u> (第30条第1号に規定されるもの。) から分配金に充たせず留保する金額を控除した額の3%に相当する金額 (1円未満切捨て) (支払時期) 各決算期後3か月以内	インセンティブ報酬2	(報酬額の計算方法) 決算期にて確定する当該営業期間のインセンティブ報酬2控除前の <u>税引前当期純利益</u> の3%に相当する金額 (1円未満切捨て) (支払時期) 各決算期後3か月以内
インセンティブ報酬3	(省略)	インセンティブ報酬3	(現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第11章 附則</u></p> <p><u>第41条 (改正の効力発生)</u></p> <p>1. <u>第7条第2項の新設については、投資法人が自己投資口を取得できることができる場合として、新たに、予め規約にその旨を定めた場合を追加する投信法の改正の施行日に、効力を生じるものとする。また、自己投資口の取得に別途の規約の定めが必要となる場合は、当該改正後の投信法、投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号。その後の改正を含む。以下本条において「投信法施行令」という。)及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。以下「投信法施行規則」という。)の規定に沿って関連する条項の規定を読み替えるものとする。</u></p> <p>2. <u>第10条第1項の規定の変更については、一定の日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集する旨を規約で定めた場合には、投資主総会の開催に係る公告を要しない旨の投信法の改正の施行日に、効力を生じるものとする。また、投資主総会の開催に係る公告の省略に別途の規約の定めが必要となる場合は、当該改正後の投信法、投信法施行令及び投信法施行規則の規定に沿って関連する条項の規定を読み替えるものとする。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">資産運用の対象及び方針</p> <p>1. 資産運用の基本方針</p> <p>「都市型商業不動産への投資」を基本コンセプトとし、主として優良なオフィス（都市型業務施設）<u>及び</u>繁華性の高い立地に位置する商業施設の建物及びその敷地から構成される不動産等（下記 2. (1) に規定される特定資産をいう。以下同じ。）及びこれらの不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等（下記 2. (2) に規定される特定資産をいう。以下同じ。）を投資対象とする。また投資対象のリターンとリスクを考慮した上で、東京だけではなく地方都市への分散投資をはかり、ポートフォリオ運用のメリットを發揮することを基本方針とする。</p> <p>2. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲 (省略)</p>	<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">資産運用の対象及び方針</p> <p>1. 資産運用の基本方針</p> <p>「都市型商業不動産への投資」を基本コンセプトとし、主として優良なオフィス（都市型業務施設）、<u>繁華性の高い立地に位置する商業施設及び複合施設（複数の用途を有する施設のうち、主たる用途が優良なオフィス（都市型業務施設）である施設及び繁華性の高い立地に位置する主たる用途が商業施設である施設をいう。）</u>の建物及びその敷地から構成される不動産等（下記 2. (1) に規定される特定資産をいう。以下同じ。）及びこれらの不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等（下記 2. (2) に規定される特定資産をいう。以下同じ。）を投資対象とする。また投資対象のリターンとリスクを考慮した上で、東京だけではなく地方都市への分散投資をはかり、ポートフォリオ運用のメリットを發揮することを基本方針とする。</p> <p>2. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲 (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>3. 投資態度</p> <p>(1) 本投資法人は、主として優良なオフィス（都市型業務施設）及び繁華性の高い立地に位置する商業施設（当該オフィス又は商業施設の建物の賃借権、それらが立地する土地の賃借権及び地上権、並びにそれらが裏付け資産となっている有価証券及び信託の受益権その他の資産を含む。）を投資対象とし、それらの組入比率については、その時々々の経済状況、不動産市況動向等を十分に考慮した上で設定する。</p> <p>(2)～(10) (省略)</p> <p>4. 資産運用の対象とする資産についての制限 (省略)</p> <p>5. 組入資産の貸付け (省略)</p>	<p>3. 投資態度</p> <p>(1) 本投資法人は、主として優良なオフィス（都市型業務施設）、<u>繁華性の高い立地に位置する商業施設及び複合施設（複数の用途を有する施設のうち、主たる用途が優良なオフィス（都市型業務施設）である施設及び繁華性の高い立地に位置する主たる用途が商業施設である施設をいう。）</u>（当該施設の建物の賃借権、それらが立地する土地の賃借権及び地上権、並びにそれらが裏付け資産となっている有価証券及び信託の受益権その他の資産を含む。）を投資対象とし、それらの組入比率については、その時々々の経済状況、不動産市況動向等を十分に考慮した上で設定する。</p> <p>(2)～(10) (現行どおり)</p> <p>4. 資産運用の対象とする資産についての制限 (現行どおり)</p> <p>5. 組入資産の貸付け (現行どおり)</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員金子博人は、平成25年9月14日をもって任期満了となります。つきましては、平成25年9月15日付で執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、執行役員の任期は、現行規約第20条第1項の定めにより、就任する平成25年9月15日より2年とします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、平成25年7月30日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する 本投資法人の 投資口数
金子博人 (昭和23年5月2日)	昭和52年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 山田茂法律事務所入所 昭和54年4月 金子博人法律事務所 代表弁護士(現職) 平成13年12月 本投資法人執行役員(現職)	0口

注：候補者金子博人は、金子博人法律事務所代表弁護士を兼務しております。

候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、平成25年9月15日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、現行規約第20条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の就任日である平成25年9月15日より2年とします。

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、平成25年7月30日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出されたものです。

また、下記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメントの代表取締役社長です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する 本投資法人の 投資口数
おおくぼ さとし 大久保 聡 (昭和29年3月31日)	昭和52年4月 東京建物株式会社入社 平成4年4月 同社広報室課長兼企画部課長 平成6年4月 同社企画部課長兼企画部国際 企画室課長 平成7年4月 同社企画部経営企画室課長 平成8年1月 同社ビル営業第2部営業第2 グループ グループリーダー 平成10年10月 同社RM事業部長 平成17年3月 同社取締役大阪支店長 平成17年10月 同社取締役関西支店長 平成22年3月 東京建物不動産販売株式会社 監査役(非常勤) 東京建物株式会社顧問 平成22年6月 株式会社東京リアルティ・イ ンベストメント・マネジメン ト代表取締役社長(現職)	1口

注：候補者大久保聡は、株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント代表取締役社長を兼務しております。

上記を除き、候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員安田莊助、出縄正人の両名は、平成25年9月14日をもって任期満了となります。つきましては、平成25年9月15日付で監督役員2名の選任をお願いするものです。本議案において、監督役員の任期は、現行規約第20条第1項の定めにより、就任する平成25年9月15日より2年とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する 本投資法人の 投資口数
1	やす だ そう すけ 安 田 莊 助 (昭和18年12月15日)	昭和43年4月 株式会社扇屋本店入社 昭和50年12月 芹沢政光公認会計士事務所入所 昭和55年6月 安田莊助税理士事務所設立 昭和58年2月 東京赤坂公認会計士共同事務所代表 平成5年7月 東京赤坂監査法人代表社員 平成11年10月 東京北斗監査法人（東京赤坂監査法人と北斗監査法人が合併）理事長代表社員 平成13年9月 本投資法人監督役員（現職） 平成17年6月 三井住友海上火災保険株式会社社外監査役 平成18年6月 株式会社野村総合研究所社外監査役（現職） 平成18年10月 仰星監査法人（東京北斗監査法人と監査法人芹沢会計事務所が合併）理事長 平成20年1月 同監査法人グループ統括代表 平成20年4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社（現 M S & A D インシュアランスグループホールディングス株式会社）社外監査役（非常勤）（現職） 平成21年1月 仰星監査法人特別顧問（現職） 仰星税理士法人代表社員（現職）	0口

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴	所 有 す る 本投資法人の 投 資 口 数
2	で なわ まさ と 出 縄 正 人 (昭和39年2月5日)	平成2年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）沖信・石原法律事務所入所 平成3年4月 沖信・石原・清法律事務所と改称 平成11年1月 同事務所パートナー弁護士（現職） 平成12年6月 株式会社金冠堂非常勤監査役（現職） 平成14年4月 慶應義塾大学法学部非常勤講師（民法演習） 平成15年7月 沖信・石原・清法律事務所をスプリング法律事務所と改称 平成17年2月 株式会社アルベックス非常勤監査役 平成19年7月 株式会社アドバイスリンク取締役（現職） 平成19年9月 本投資法人監督役員（現職） 平成21年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）非常勤講師（商法総合） 平成23年4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官 平成25年4月 同司法研修所民事弁護上席教官（現職）	0口

注：候補者安田莊助は、株式会社野村総合研究所社外監査役、MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社社外監査役、仰星監査法人特別顧問及び仰星税理士法人代表社員を兼務しております。

候補者出縄正人は、スプリング法律事務所パートナー弁護士、株式会社金冠堂非常勤監査役、株式会社アドバイスリンク取締役及び最高裁判所司法研修所民事弁護上席教官を兼務しております。

両候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、平成25年9月15日付で補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、補欠監督役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、現行規約第20条第3項の定めにより、第4号議案における監督役員の就任日である平成25年9月15日より2年とします。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する 本投資法人の 投資口数
<p style="text-align: center;">すぎ やま まさ あき 杉 山 昌 明 (昭和22年4月14日)</p>	<p>昭和47年11月 ピート・マーウィック・ミツ チェル会計士事務所入所</p> <p>昭和49年5月 芹沢政光公認会計士事務所入 所</p> <p>昭和52年1月 杉山昌明税理士事務所代表 (現職)</p> <p>昭和62年8月 監査法人朝日新和会計社(現 有限責任あずさ監査法人)社員</p> <p>平成9年8月 朝日監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)代表社員</p> <p>平成18年6月 あずさ監査法人(現 有限責 任あずさ監査法人)監事会議 長</p> <p>平成21年7月 公認会計士杉山昌明事務所 代表(現職)</p>	<p style="text-align: center;">0口</p>

注：候補者杉山昌明は、公認会計士杉山昌明事務所代表及び杉山昌明税理士事務所代表を兼務しております。

候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

その他参考事項

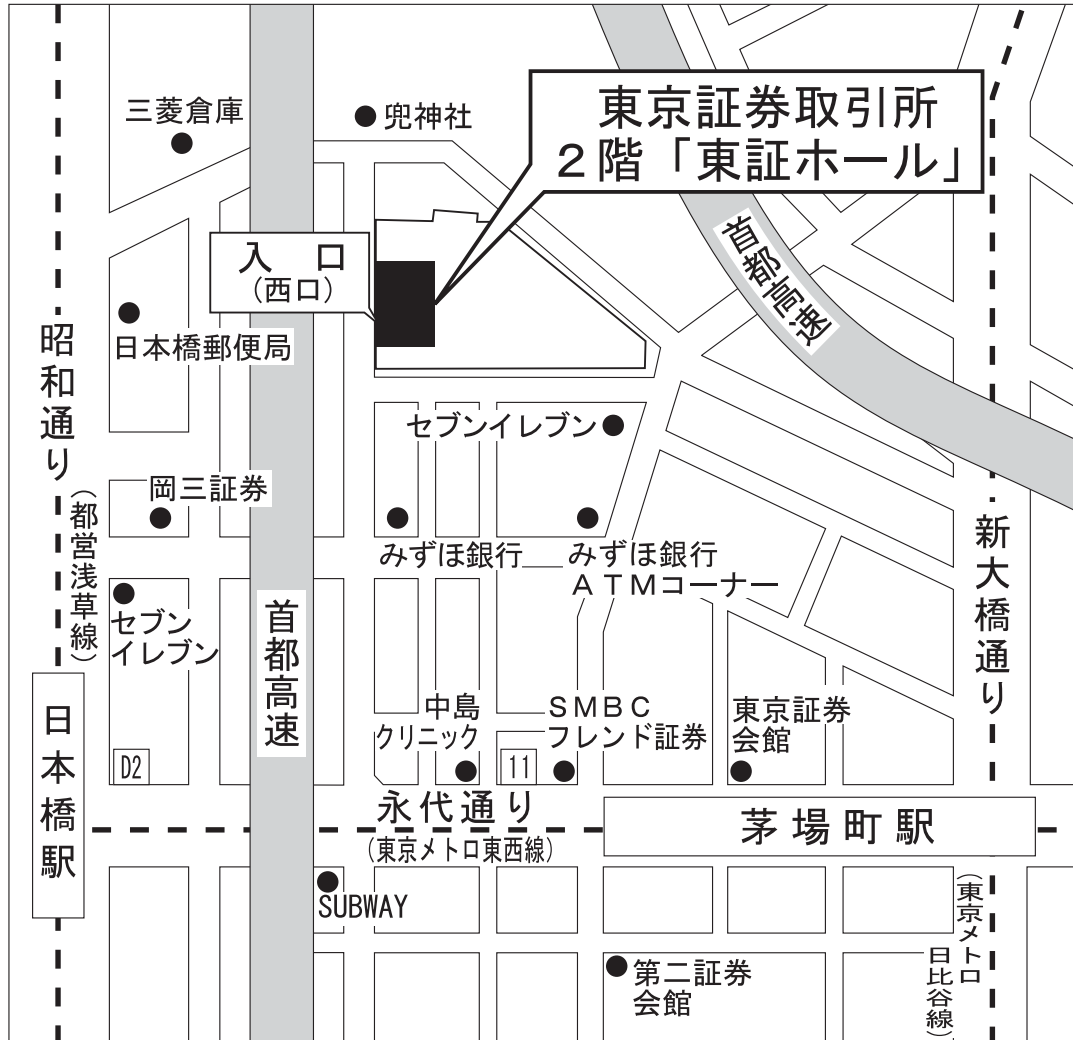
本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の現行規約第13条第1項に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。

なお、前記の第1号議案から第5号議案までにつきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

投資主総会会場のご案内図

会場 東京都中央区日本橋兜町2番1号
東京証券取引所ビル 2階「東証ホール」
電話 03-3666-0141



交通のご案内

東京メトロ東西線	茅場町駅	(出口11)	徒歩5分
東京メトロ日比谷線			
都営地下鉄浅草線	日本橋駅	(出口D2)	徒歩5分

お願い

- ・東京証券取引所ビルへのご入館は西口よりお願い申し上げます。
- ・ご入館にあたっては、入口の警備員に議決権行使書面をご提示ください。
- ・ご入館の際に、警備員による金属探知機の検査がありますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ・会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。
- ・節電により会場内の温度設定が高めになることがございますので、調整できる服装でお越しくださいませようお願い申し上げます。